

9.2 史跡・文化財

9.2.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.2-1 に示すとおりである。

表 9.2-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①文化財等の状況 ②埋蔵文化財包蔵地の状況 ③法令等による基準等	計画地の周辺に文化財が存在することから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 文化財等の状況

調査は、「東京都文化財総合目録」（平成 22 年 3 月 東京都教育委員会）、「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）等の既存資料の整理によった。

2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

調査は、「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）等の既存資料の整理によった。

3) 法令等による基準等

調査は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）、港区文化財保護条例（昭和 53 年港区条例第 24 号）等の法令等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 文化財等の状況

計画地及びその周辺の指定（登録）文化財等は、表 9.2-2 及び図 9.2-2 に示すとおり、国指定史跡の「品川台場」（地点番号 1）が存在する。

表 9.2-2 計画地及び周辺の指定（登録）文化財等（令和元年 6 月時点）

地点番号	種別	名称	住所	区分
1	史跡	品川台場	港区台場 1 丁目（台場公園内）	国指定

注) 地点番号は、図 9.2-2 に対応する。

出典：「国指定文化財等データベース」（令和元年 6 月 4 日参照 文化庁ホームページ）

http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp

：「東京都文化財情報データベース」（令和元年 6 月 4 日参照 東京都教育庁地域教育支援部ホームページ）

<http://bunkazai.metro.tokyo.jp/>

品川台場は、嘉永 6 年（1853 年）にアメリカ合衆国のペリー司令長官が来航し、江戸幕府に開国を迫った際に幕府が築造した砲台である。江戸湾海防強化の必要性を痛感した幕府が急造した砲台の島であり、215 年間の鎖国を解いた開国の象徴となる場所である。

なお、この品川台場造成当時は、品川宿目黒川の沖合から深川洲崎の沖合にかけて、図 9.2-1 に示すとおり、11 基の海上台場をそれぞれが死角をもたないように計画された。工事は嘉永 6 年 8 月末に着手され、昼夜兼行で進められた。第 1～3 台場築造時で 5,000 人にも及ぶ土取人夫（土木労働者）が従事したとされている。安政元年（1854 年）4 月には第 1～第 3 台場が、同年 12 月には第 5、第 6 台場が竣功している。第 4 台場と第 7 台場は未完成のまま工事が中止され、第 8 以降の台場は未着手となった。結局、幕府はアメリカ等各国と和親条約、通商条約を結んだことから、台場は使われることなく、明治維新を迎えている。その後、表 9.2-3 に示すとおり殆どの台場はその姿を消し、現在は陸続きの第 3 台場と海上の第 6 台場のみが残り、共に大正 15 年に国指定史跡として指定されている。



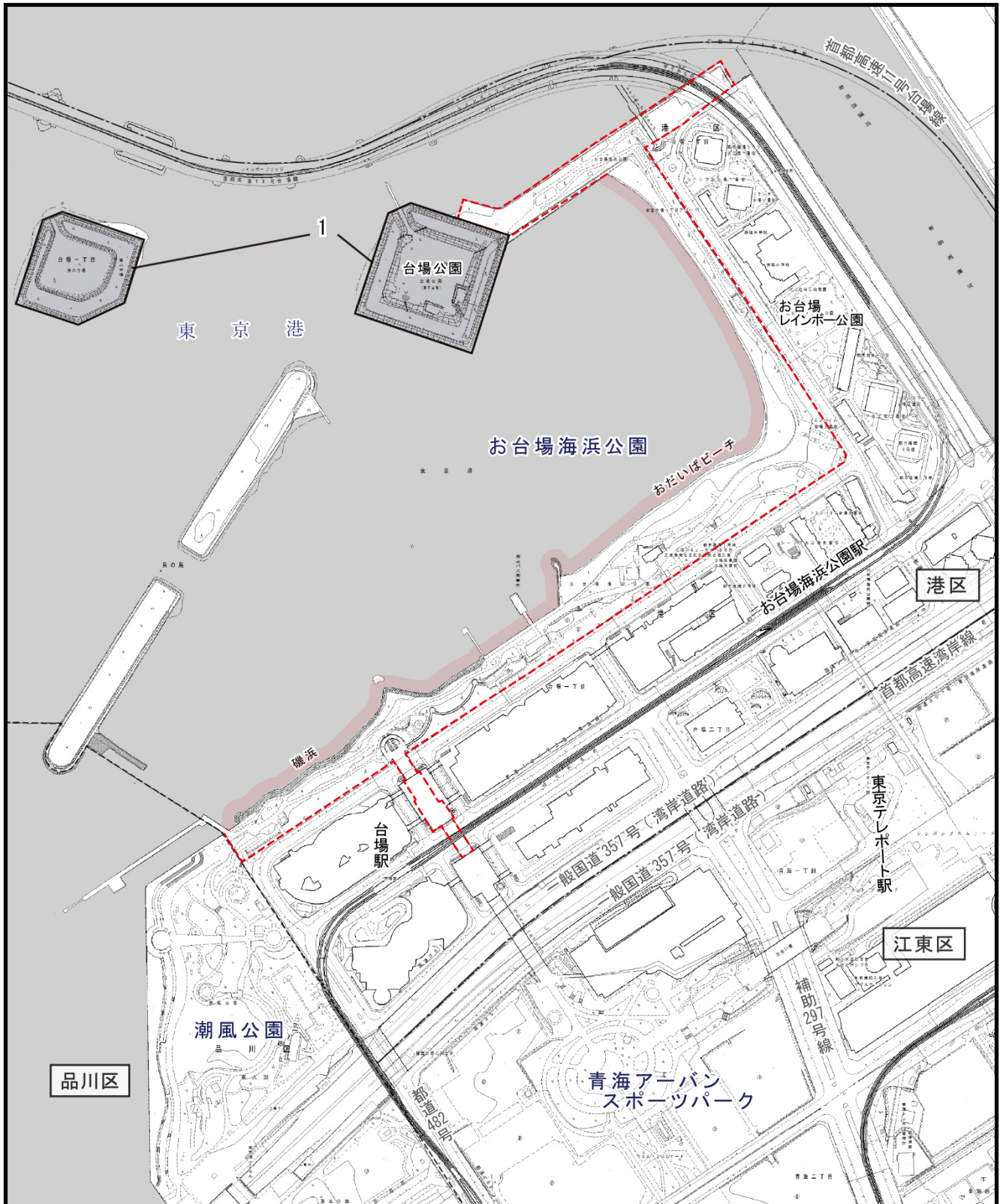
出典：「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）

図 9.2-1 品川台場築造図

表 9.2-3 品川台場の現状

名称	現状
第 1 台場	品川埠頭に含まれて消滅。
第 2 台場	明治 3 年に品川灯台が建てられ、昭和 32 年まで点灯されていたが、航路を広げるために撤去された。なお、その石垣の石の一部は晴海ふ頭公園に利用されている。
第 3 台場	国指定史跡として残る。
第 4 台場	昭和 14 年に完成した埋立地に埋もれたが、石垣の一部は、天王洲の油槽所の護岸として残る。その後、天王洲アイルの再開発により石垣が埋没する懸念が生じたことから、東京都港湾局により石垣保存が工事の条件とされ、親水型の防潮堤に台場の石が生かされ、歴史的な台場の面影は残された。
第 5 台場	品川埠頭に含まれて消滅。
第 6 台場	国指定史跡として残る。
第 7 台場	海にのみ込まれていたが、その跡も有明埠頭の整備に伴って浚渫され、昭和 40 年に消滅した。

出典：「東京港史」（平成 6 年 3 月 東京都港湾局）



凡例

- 計画地
- 区界



国指定登録文化財

なお、国指定史跡の指定範囲は、第3台場の面積 28135.8m²、第6台場の面積 17925.6m²、合計 46061.4m²、及び各台場から30間以内の海面とする。



Scale 1:8,000



図 9.2-2 指定文化財等の分布状況

2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画地及びその周辺は、「東京港改訂港湾計画」により昭和49年に埠頭用地及び商業用地を整備することを目的として13号地として埋め立てられた埋立地であることから、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

3) 法令等による基準等

史跡・文化財に関する法令等については、表9.2-4(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.2-4(1) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
文化財保護法 (昭和25年法律 第214号)	<p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>(登録有形文化財の現状変更の届出等)</p> <p>第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。</p> <p>(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)</p> <p>第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。</p> <p>(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)</p> <p>第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。</p> <p>(現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>(現状変更等の届出等)</p> <p>第三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>

表 9.2-4(2) 史跡・文化財に関する関係法令等

法令・条例等	責務等
<p>東京都文化財保護条例 (昭和51年条例第25号)</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都(以下「都」という。)の区域内に存するものうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(現状変更等の制限) 第十四条 都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>
<p>港区文化財保護条例 (昭和53年条例第24号)</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で港区(以下「区」という。)の区域内に存するものうち、区にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて区民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(現状変更の制限) 第十四条 区指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>

9.2.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の会場事業計画地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測は、東京 2020 大会の実施計画を基に、埋蔵文化財包蔵地及び文化財等の改変の程度を把握する方法によった。

(5) 予測結果

計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は生じないと予測する。また、品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とすることから、文化財等の損傷等の影響もないと予測する。

9.2.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。
- ・品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。
- ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。

9.2.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、文化財の現況とした。

(2) 評価の結果

計画地の周辺には、国指定史跡の品川台場が存在する。品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は生じないと予測する。また、品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とすることから、文化財等の損傷等の影響もないと予測する。

以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、評価の指標を満足するものとする。